

唯一、健康保険が使える場合

昨日や、おととい、今さっきに転んだ、ぶつけた、捻った、寝違えた、重い荷物を持った、くしゃみ、大笑いなど、痛くなった瞬間（ケガをした瞬間）が明白な新鮮なケガ（新鮮な痛み）の場合に限り各種の健康保険が使えます。当初は連日の通院を余儀なくされるような辛い痛みですから、患者さんの経済的負担を考慮して法律で唯一、柔道整復師が保険取扱いを許されています。その場合カルテに記載される傷病名は「骨折、脱臼、捻挫、挫傷（筋違い、肉離れ）、打撲」のいずれかになります。そのケースは山口接骨院での取り扱いになります。診療時間や診療内容も山口自律神経研究所とは全く異なります。そうした場合は、コツコツ連日のように通院が出来る場合は良いのですが、ご遠方の方は最寄りの整形外科や接骨院をお探し下さい！通院可能なご近所の方はどうぞ！

山口自律神経研究所

Tel 047-391-1008